

最高裁秘書第2045号

令和6年8月8日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

7月5日付け（同月9日受付、第060139号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和6年7月2日、国家公務員に適用される地域手当によって実質的に裁判官の報酬が減っているのは違憲であるとして名古屋地裁に提訴された訴訟について最高裁が作成し、又は取得した文書（取材対応に関する文書及び受理報告を含むが、これらに限らない。）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）